

金沢市バレーボール協会規約

第1章 名称

第1条 名称は金沢市バレーボール協会（以下「協会」）という。

第2条 事務局は、事務局長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 協会は、金沢市所在のバレーボールチームを統括し、団体相互の連携協力並びに技術の向上を図りバレーボールの普及発展に努め、もって金沢市技バレーボールの伸展に寄与することを目的とする。

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 競技会の開催
- 2 技術研究講習会の開催
- 3 審判員・指導者の育成講習会の開催
- 4 その他必要と認められる事業

第3章 組織

第5条 協会は、第3条の趣旨に賛同する金沢市所在のバレーボールチームをもって組織する。

第4章 専門委員会・部会及び事務局

第6条 協会は、必要に応じて専門委員会・部会及び事務局を置くことができる。専門委員会細則・部会細則及び所掌事項は、理事会の議を経て別に定める。

第5章 役員

第7条 協会に次の役員を置く。

会 長	1 名	理 事 長	1 名
副 会 長	若干名	副理事長	若干名
相 談 役	若干名	顧 問	若干名
常任理事	若干名	参 与	若干名
理 事	第14条による外若干名	監 事	2 名

第8条 会長は、理事会が選任する。協会を統括し代表する。

第9条 副会長は、会長が推薦し理事会が選任する。副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。

第10条 相談役、顧問及び参与は、常任理事会の推薦にもとづき会長が委嘱する。相談役及び顧問は会長の諮問に応じ、参与は、常任理事会の諮問に応ずる。

第11条 理事長は、理事の互選とし会長が委嘱する。理事長は、協会の常務を統括する。

第12条 副理事長は、理事の互選とし会長が委嘱する。副理事長は、理事長を補佐し理事長事故あるときは、その職務を代行する。

- 第 13 条 常任理事は、会長の指名並びに理事長の指名とし会長が委嘱する。常任理事は、協会の常務を処理する。
- 第 14 条 理事は、第 5 条に規定されたチームよりの推薦並びに会長の指名とし会長が委嘱する。理事は、協会の重要事項を審議する。
- 第 15 条 監事は、理事会の推薦とし会長が委嘱する。監事は、協会の会計を監査する。
- 第 16 条 各役員任期は、2 ヶ年とする。ただし再任は妨げない。補欠役員及び増員役員任期は、いずれも同種役員残任期間とする。

第 6 章 会議

- 第 17 条 協会に次の会議を置く。
理事会
常任理事会
- 第 18 条 理事会は、会長、副会長、相談役、顧問、参与、理事長、副理事長、常任理事、理事及び監事をもって構成し、必要に応じて協会の重要事項を審議決定する。
- 第 19 条 常任理事会は、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成し、必要に応じて理事長が召集し、理事会より委任された事項及び会務を処理する。また、各専門委員会及び部会の委員を出席させることができる。

第 7 章 会計

- 第 20 条 協会の経費は、役員会費、チーム負担金、競技会収入およびその他の収入をもってこれにあてる。
- 第 21 条 協会に所属するチームは、毎年 4 月末日までに別に定める手続き及び負担金を納入するものとする。このチーム負担金は、理事会の決議によって決定される。
- 第 22 条 協会の収支決算は、予め監事の監査を経て理事会に提出されるものとする。

第 8 章 その他

- 第 23 条 協会の年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 24 条 協会の規約は、理事会の決議を経て変更することができる。
- 第 25 条 この規約の施行に関し必要な事項は、別に定めることができる。

※ 設立 昭和 26 年(1951) 4 月、
昭和 26 年(1951) 7 月金沢市体育協会加盟

- 附則 協会の規約は、昭和 41 年 1 月 1 日より実施する。
- 附則 協会の規約は、昭和 61 年 4 月 1 日より実施する。
- 附則 協会の規約は、平成 元 年 4 月 1 日より実施する。
- 附則 協会の規約は、平成 8 年 4 月 1 日より実施する。
- 附則 協会の規約は、平成 15 年 4 月 1 日より実施する。
- 附則 協会の規約は、平成 16 年 4 月 1 日より実施する。
- 附則 協会の規約は、平成 19 年 4 月 1 日より実施する。